

1. 事故発生の日時 令和2年10月7日(水) 8時58分頃

2. 事故発生の場所 白浜町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：令和2年8月27日～令和3年2月26日

4. 請負業者 県内建設業者

5. 事故発生状況

チェーンソーを使用して工事の支障となる立木の伐採を行っていたところ、立木が予定の方向からずれて倒れたことにより、伐採した木の細断を行うため近くで待機していた被災者に当該立木が直撃した。

○男性1名死亡

6. 事故原因

- ・伐倒作業従事者以外の者が立入禁止範囲内（立木の高さの2倍の距離の内側）に立ち入ることを禁止していなかった。
- ・伐倒時の他の労働者の退避を確認していなかった。
- ・特別教育の受講が最新のものになっていなかった。
- ・新規入場者教育の内容が通達（元方事業者による建設現場安全管理指針について）どおり行われなかった。
- ・適切な安全指導がなされておらず、社内の安全教育内容と現場状況が一致していなかった。

7. 改善対策

- ・伐採作業を行う際は見張り員を配置するとともに、立木の高さの2倍の距離の外側にカラーコーン等を設置し、他の者を立ち入らせない。
- ・伐木時の退避の合図をホイッスルに統一すると共に、他の者の退避を確認する。
- ・作業員の特別教育の内容を確認し、補講が必要な場合は受講させる。
- ・新規入場者教育の内容は通達に基づいた内容で実施する。
- ・現場の安全管理者は、現場で必要となる安全衛生関係法令の知識を習得するとともに、安全教育やKY活動で作業員に対し適切に周知し、不安全行動を確認した場合は適切に指導する。
- ・社内の安全教育は現場の状況を反映した内容とし、各現場において安全教育等を通じ作業員に周知、指導する。